

# 水俣市地球温暖化対策推進実行計画

## 【事務事業編】

制定日 2001（平成 13）年 3 月 1 日

改定日 2001（平成 13）年 11 月 15 日

2006（平成 18）年 4 月 10 日

2009（平成 21）年 4 月 1 日

2014（平成 26）年 4 月 1 日

2020（令和 2）年 4 月 1 日

## 目 次

<b>1 背景</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2 基本的事項</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 目的 . . . . .	1
(2) 対象とする範囲 . . . . .	2
(3) 対象とする温室効果ガス . . . . .	4
(4) 計画期間 . . . . .	4
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け . . . . .	4
<b>3 温室効果ガス総排出量の状況</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>4 温室効果ガスの排出削減目標</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 目標設定の考え方 . . . . .	7
(2) 温室効果ガスの削減目標 . . . . .	7
<b>5 目標達成に向けた標準的な取組項目</b> . . . . .	<b>8</b>
(1) 設備改修などにおける取組 . . . . .	8
(2) 日常における省エネルギーに向けた取組 . . . . .	8
(3) 日常における省資源に向けた取組 . . . . .	8
<b>6 進捗管理体制と進捗状況の公表</b> . . . . .	<b>10</b>
(1) 推進体制 . . . . .	10
①水俣市庁議構成員 . . . . .	10
②水俣市課長会議構成員 . . . . .	10
③事務局（環境課） . . . . .	10
(2) 点検・評価・見直し体制 . . . . .	12
①毎年のPDCA . . . . .	12
②見直し予定時期までの期間内におけるPDCA . . . . .	12
(3) 進捗状況の公表 . . . . .	13
<b>様式編</b> . . . . .	<b>15</b>

## 1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015（平成 27）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016（平成 28）年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

水俣市においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2 基本的事項

### （1）目的

水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）（以下「水俣市事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、水俣市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

本市では、2001（平成 13）年 3 月 1 日に初版を策定し、水俣市役所環境 ISO の中で推進してきました。

なお、水俣市役所環境 ISO については、1999（平成 11）年度に環境マネジメントシステム ISO14001 を認証取得し、2003（平成 15）年度から自己宣言方式にて運用を行ってきましたが、2018（平成 30）年度をもって運用を停止したところです。

今後は、水俣市役所の対象範囲を水俣市役所環境 ISO より拡大し、「市役所の全ての事務・事業」として見直し、水俣市事務事業編を推進し、地球温暖化防止に寄与していきます。

(2) 対象とする範囲

水俣市事務事業編の対象範囲は水俣市の全ての事務・事業（表 2-1）とします。

表 2-1 対象施設

部・課名等		管理施設等
総務企画部	市長公室	
	地域振興課	水俣環境アカデミア、ふれあいセンター
	危機管理防災課	水俣市防災行政無線局
	総務課	
	財政課	市庁舎等
	税務課	
福祉環境部	市民課	
	環境課	環境クリーンセンター（岡山処分場を含む。）
	いきいき健康課	高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、保健センター
	福祉課	こどもセンター、厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、一小ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、水俣市立明水園
	水俣病資料館	水俣メモリアル、水俣病資料館
産業建設部	経済観光課	湯の鶴温泉保健センター、水俣市企業支援センター、環境学習情報交流センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、湯の鶴観光物産館（鶴の屋）、水俣港港湾厚生会館（たけんこ）、道の駅みなまたインフォメーションセンター、旧国民宿舎水天荘、湯の鶴観光トイレ、湯の児海水浴場シャワー施設
	農林水産課	はげのき館、水俣市久木野ふるさとセンター（愛林館）、湯の児フィッシングパーク、水俣市東部センター（葛彩館）、水俣市地域農業担い手育成センター
	土木課	水防倉庫
	都市計画課	新水俣駅東駐車場、湯之児公園、浜公園、城山公園、中尾山公園、和田岬公園、湯の児島公園、大崎鼻公園、湯の鶴運動公園、小崎親水公園、月浦ふれあい公園、水俣市駅前広場、白浜公園、湯の鶴公園、西湯ノ児公園、牧ノ内市営住宅、月浦市営住宅、東水俣市営住宅、袋駅前市営住宅、丸島市営住宅、猿郷市営住宅、洗切市営住宅、陣原市営住宅、田平市営住宅、初野市営住宅、河原市営住宅、西ノ浦市営住宅、白浜市営住宅、久木野市営住宅、山神市営住宅、亀首市営住宅、外平市営住宅、エコハウス

産業建設部	スポーツ交流課	総合体育館（本館）、グリーンスポーツみなまた、総合体育館（南部館）、武道館、競り舟艇庫会議室
上下水道局	水道施設 （上下水道局含む。）	第1水源地、第2水源地、第3水源地、第4水源地、湯堂水源地、湯の児水源地、鶴水源地、古城配水池、湯の児第1配水池、大戸口配水池、小田代配水池、神の川配水池、鶴配水池、牛込ポンプ所、初野ポンプ所、大戸口ポンプ所、藪佐ポンプ所、小田ポンプ所、八ノ窪ポンプ所、侍ポンプ所、小田代ポンプ所、笹原ポンプ所、内山ポンプ所、陣原ポンプ所、袋ポンプ所、白浜ポンプ所、田頭ポンプ所、古城流量計室、中鶴ポンプ所（H27-）、深川ポンプ所（H27-）、ひご山水源、ひご山配水池、侍配水池、八ノ窪配水池
	下水道施設	百間汚水中継ポンプ場、白浜汚水中継ポンプ場、大園汚水マンホールポンプ場、丸島汚水マンホールポンプ場、浜雨水ポンプ場、白浜雨水ポンプ場、牧ノ内雨水ポンプ場、丸島雨水ポンプ場、百間雨水ポンプ場、汐見第1雨水マンホールポンプ場、汐見第2雨水マンホールポンプ場、丸島公園雨水マンホールポンプ場、水俣市浄化センター、産業廃棄物最終処分場、うめど夕陽が丘マンホールポンプ場（R2-）
教育委員会	教育総務課	水俣市学校給食センター
	各小学校	水俣第一小学校（浜分校を除く。）、水俣第二小学校、水東小学校、袋小学校、葛渡小学校、久木野小学校、湯出小学校
	各中学校	水俣第一中学校（浜分校を除く。）、水俣第二中学校、袋中学校、緑東中学校
	生涯学習課	図書館、公民館、文化会館、徳富蘇峰・蘆花生家、蘇峰記念館、深川生涯学習センター、石坂川生涯学習センター、公民館分館（旧勤労青少年ホーム）
事務局等	会計課	
	選挙管理委員会事務局	
	監査事務局	
	農業委員会事務局	
	議会事務局	
病院	国保水俣市立 総合医療センター	総合医療センター

(3) 対象とする温室効果ガス

水俣市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

(4) 計画期間

水俣市事務事業編の期間は、図2-1のとおり、基準年度を2013（平成25）年度とし、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2025（令和7）年度に、計画の見直しを行います。

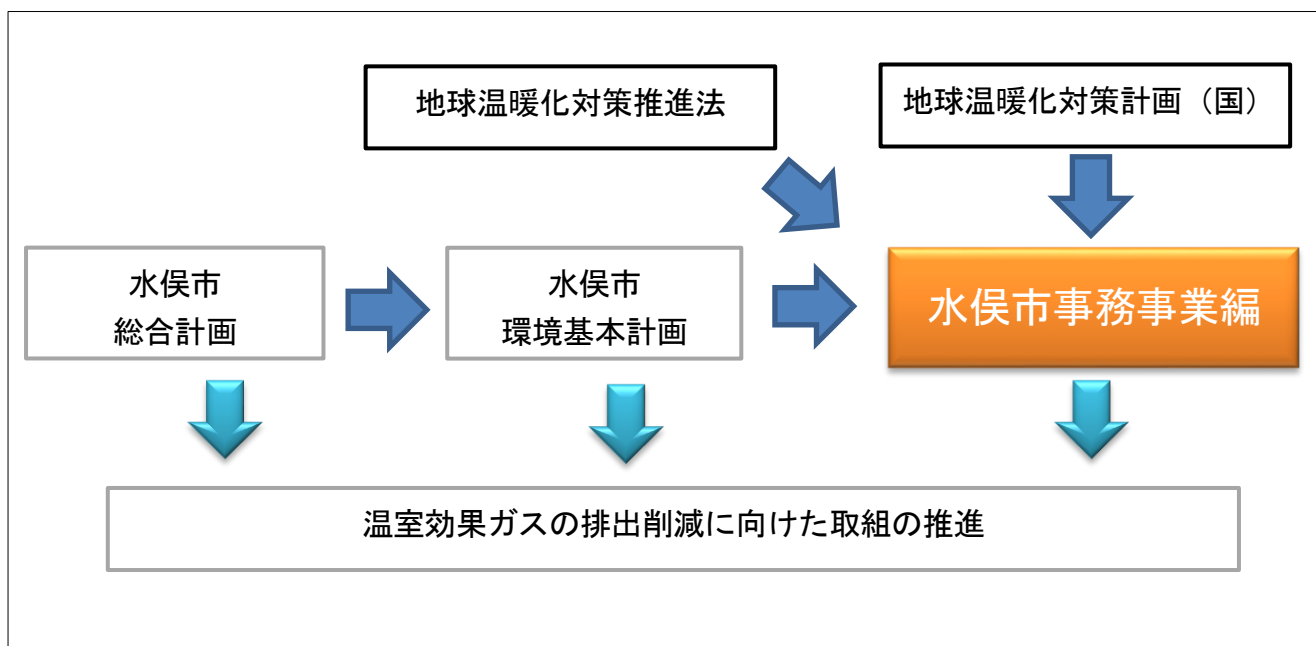
図2-1 計画期間のイメージ

項目	年 度								
	2001	2013	…	2020	…	2025	…	2030	
期間中の事項	前計画 策定	基準 年度	前計画 運用	本計画 開始		計画 見直し		目標 年度	
計画期間				→					

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

水俣市事務事業編は、図2-2のとおり、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国が定めた地球温暖化対策計画、水俣市総合計画及び水俣市環境基本計画に則して策定します。

図2-2 水俣市事務事業編の位置付け



### 3 温室効果ガス総排出量の状況

基準年度【2013（平成25）年度】における市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素量換算）は8,560t-CO<sub>2</sub>となっています。

また、排出要因別にみると、表3-1及び図3-1のとおり、電気の使用に伴う排出量が全体の約81.10%と最も多く、次いで重油の使用に伴う排出量が約13.93%を占めています。

さらに、市有施設を表3-2のとおりに分類し、各分類の排出量を見ると、表3-3及び図3-2のとおり、「病院」からの排出量が全体の約50%と最も高く、全体の半分近くを占めています。次いで総合体育館や水俣市立明水園、文化会館等を含む「指定管理施設」が約15%、「水道施設」が約11%を占めています。

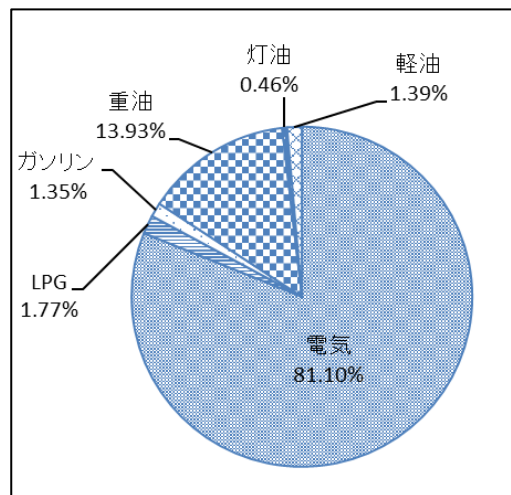
排出要因の割合をみると、全ての施設分類において、電気の使用量が排出要因別排出量の大半を占めています。最も排出量が多い「病院」において79%、次いで排出量が多い「指定管理施設」においても78%の「電気の排出量」が排出要因別排出量を占めています。

なお、「病院」、「指定管理施設」において、電気の次に多い排出要因は、重油の使用量となっており、割合はいずれも19%となっています。

表3-1 排出要因別排出量

排出要因	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
電気	6,942	81.10
LPG	151	1.76
ガソリン	116	1.36
重油	1,192	13.93
灯油	40	0.47
軽油	119	1.39
計	8,560	100

図3-1 排出要因別排出量（グラフ）



※活動の区分ごとの排出係数及び温室効果ガスごとの地球温暖化係数については、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（2017年3月、環境省）を使用。また、電気の使用に係る排出係数については、算定省令に基づく電気事業者ごとの実排出係数（2013年度：0.613 kg-CO<sub>2</sub>/kwh）を使用。

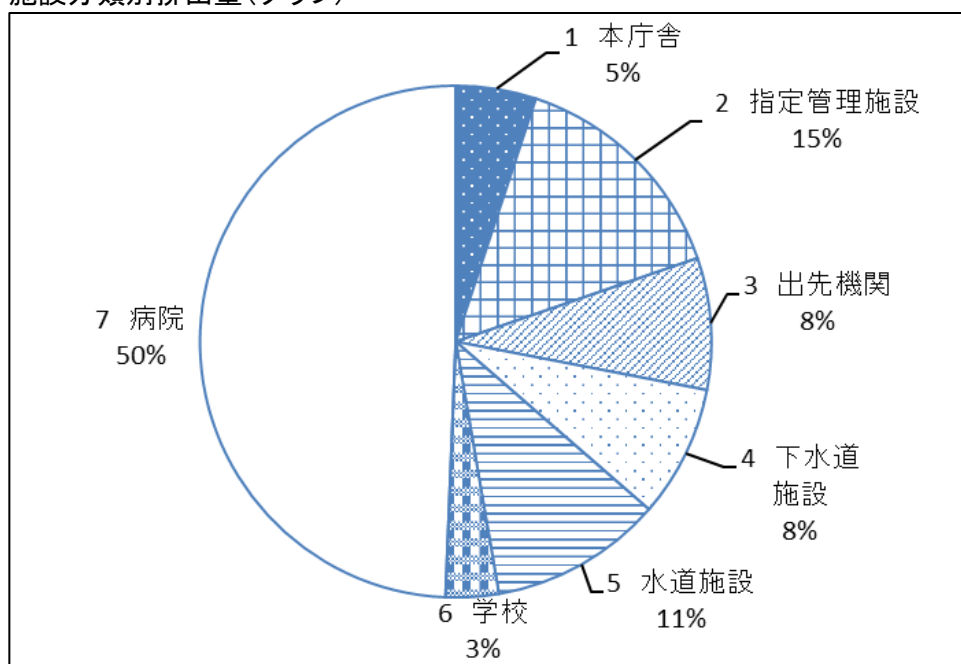
表 3-2 施設分類一覧

施設分類	具体的な施設
1 本庁舎	本庁舎
2 指定管理施設	総合体育館、水俣市立明水園、文化会館、湯の鶴温泉保健センター等
3 出先機関	水俣市学校給食センター、環境クリーンセンター、図書館、水俣病資料館等
4 下水道施設	水俣市浄化センター、各ポンプ場等
5 水道施設	水道局、各水源地、各配水池、各ポンプ所等
6 学校	各小学校、各中学校
7 病院	国保水俣市立総合医療センター

表 3-3 施設分類別排出量

施設分類	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	主な排出源
1 本庁舎	434	5	電気(81%)、ガソリン(17%)、重油(2%)
2 指定管理施設	1,253	15	電気(78%)、重油(19%)、LPG(2%)
3 出先機関	712	8	電気(59%)、重油(20%)、軽油(16%)
4 下水道施設	714	8	電気(97%)、重油(3%)
5 水道施設	935	11	電気(99%)、ガソリン(1%)
6 学校	286	3	電気(86%)、灯油(11%)、LPG(3%)
7 病院	4,226	50	電気(79%)、重油(19%)、LPG(2%)
計	8,560	100	

図 3-2 施設分類別排出量(グラフ)





## 4 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、水俣市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

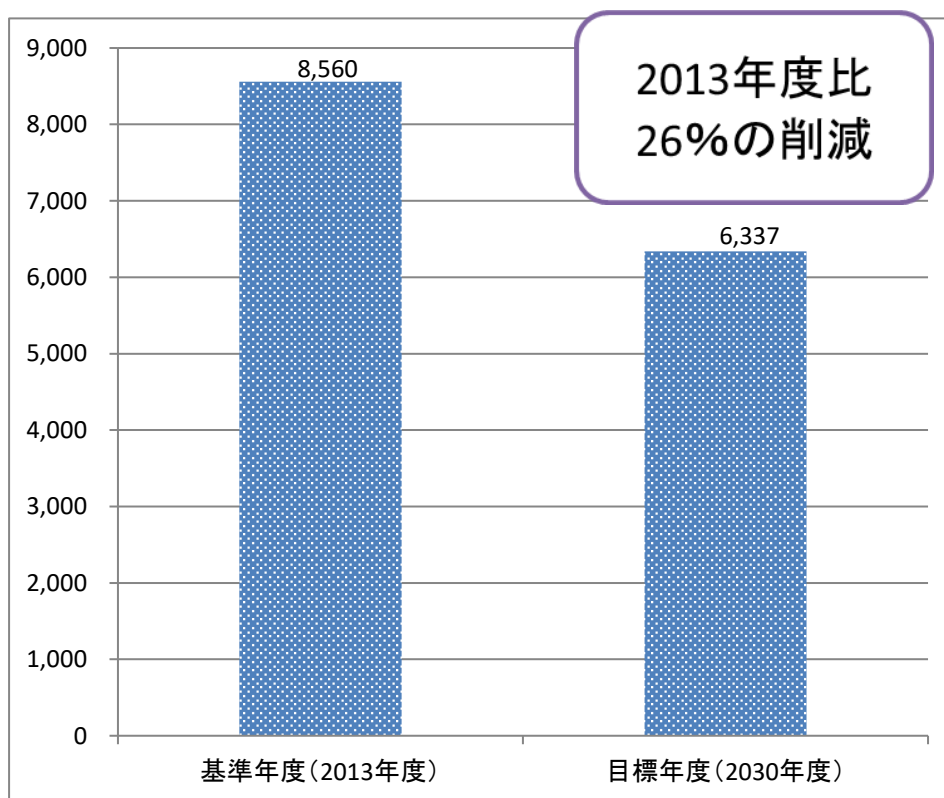
### (2) 温室効果ガスの削減目標

表 4-1 及び図 4-1 のとおり、目標年度【2030（令和 12）年度】に、基準年度【2013（平成 25）年度】比で 26%削減することを目標とします。

表 4-1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	8,560t-CO <sub>2</sub>	6,337t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	26%

図 4-1 温室効果ガスの削減目標（グラフ）



## 5 目標達成に向けた標準的な取組項目

### (1) 設備改修などにおける取組（新庁舎建設及び庁舎・施設等の改修時の取組）

- ・ LED 照明や省エネ型の照明器具を導入する。
- ・ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入に努める。
- ・ 省エネルギー・高効率の電気・機械設備の導入に努める。
- ・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入に努める。
- ・ コピー機、プリンター等は、適正配置を検討し設置する。

### (2) 日常における省エネルギーに向けた取組

- ・ 照明は、会議室やトイレなど使用時のみ点灯するなどエリア別に制御し、最終退庁者は消灯を確認するなど、必要のない照明の消灯を徹底する。
- ・ 原則として、空調設定温度を下記の温度を目安とし、定期的に整備、清掃、点検する。

夏季の室温目安：28℃（温度設定ではなく室温）

冬季の室温目安：20℃（温度設定ではなく室温）

- ・ 公用車の購入時には、ハイブリッドカー及び電気自動車などの低排出ガス車や低燃費車の導入に努め、エンジンオイルの交換やタイヤ空気圧の調整など、公用車の整備・管理を適切に実施する。
- ・ ブラインド（グリーンカーテン）等の使用により、直射日光による室温上昇の抑制に努める。
- ・ 軽装（ノーネクタイ等）を心がけるなど「クールビズ」に努める。
- ・ 室温を抑えたオフィスでも暖かく快適に過ごせる服装を心がけるなど「ウォームビズ」に努める。
- ・ 公用車の運転にあたっては、カーエアコンの効率的な利用を心がけるとともに、急発進、急加速は避け、加減速の少ない走行を心がけるなど、エコドライブに努める。
- ・ 公用車を運転する前に、合理的な走行ルートを選択し、距離に応じて徒歩や自転車を検討する。

### (3) 日常における省資源に向けた取組

- ・ 適切な在庫管理・調整により、物品を計画的に購入する。
- ・ 物品の購入にあたって、環境に配慮した物品の調達（グリーン購入※）の推進に努める。
- ・ 用紙については、状況に応じて両面印刷や裏紙の利用に努めるなど、用紙使用量の削減に対する職員の意識向上に努める。また、使用量の把握、管理に努める。
- ・ 不要な物品が出た場合は、市役所内部向けweb等で情報を発信するなど、省資源に努める。
- ・ マイボトル・マイカップ等の利用を促進し、事務用品、備品等の故障、不具合の際に

- は、可能な限り修繕して再使用に努めるなど、「リデュース」を推進する。
- ・用途を考慮して封筒、ファイル等を再利用するなど、「リユース」を推進する。
  - ・安易に可燃ごみにせず、紙類や容器包装プラスチック類の排出ごみは、分別を徹底し「リサイクル」を推進する。

※ 水俣市の物品購入に関しては、グリーン購入法（正式名称「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）の趣旨に基づき各部署が所管する運用状況に応じ次の項目に配慮します。

（例）

- ・照明機器や設備の更新、又は電気製品等の購入の際には、省エネルギータイプの機器等を積極的に導入します。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・物品の長期利用に努めます。

## 6 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

水俣市事務事業編を推進するために、図 6-1 のとおり、「水俣市庁議規程」に定める「水俣市庁議」の構成員（以下「水俣市庁議構成員」という。）は、本計画の取組の督促を行います。

また、「水俣市課長会議規程」に定める「水俣市課長会議」の構成員（以下「水俣市課長会議構成員」という。）は、日常業務における省エネ等の取組（節電やごみの減量等）を推進するとともに、各課及び各施設における取組状況の点検及び定期的な状況報告を行うこととし、本計画を着実に推進します。

#### ① 水俣市庁議構成員

水俣市庁議構成員は、水俣市事務事業編推進事務局（以下「事務局」という。）から水俣市事務事業編の推進状況の報告を受け、評価を実施します。また、評価に基づく取組方針を決定し、実施の指示を行います。さらに、水俣市事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

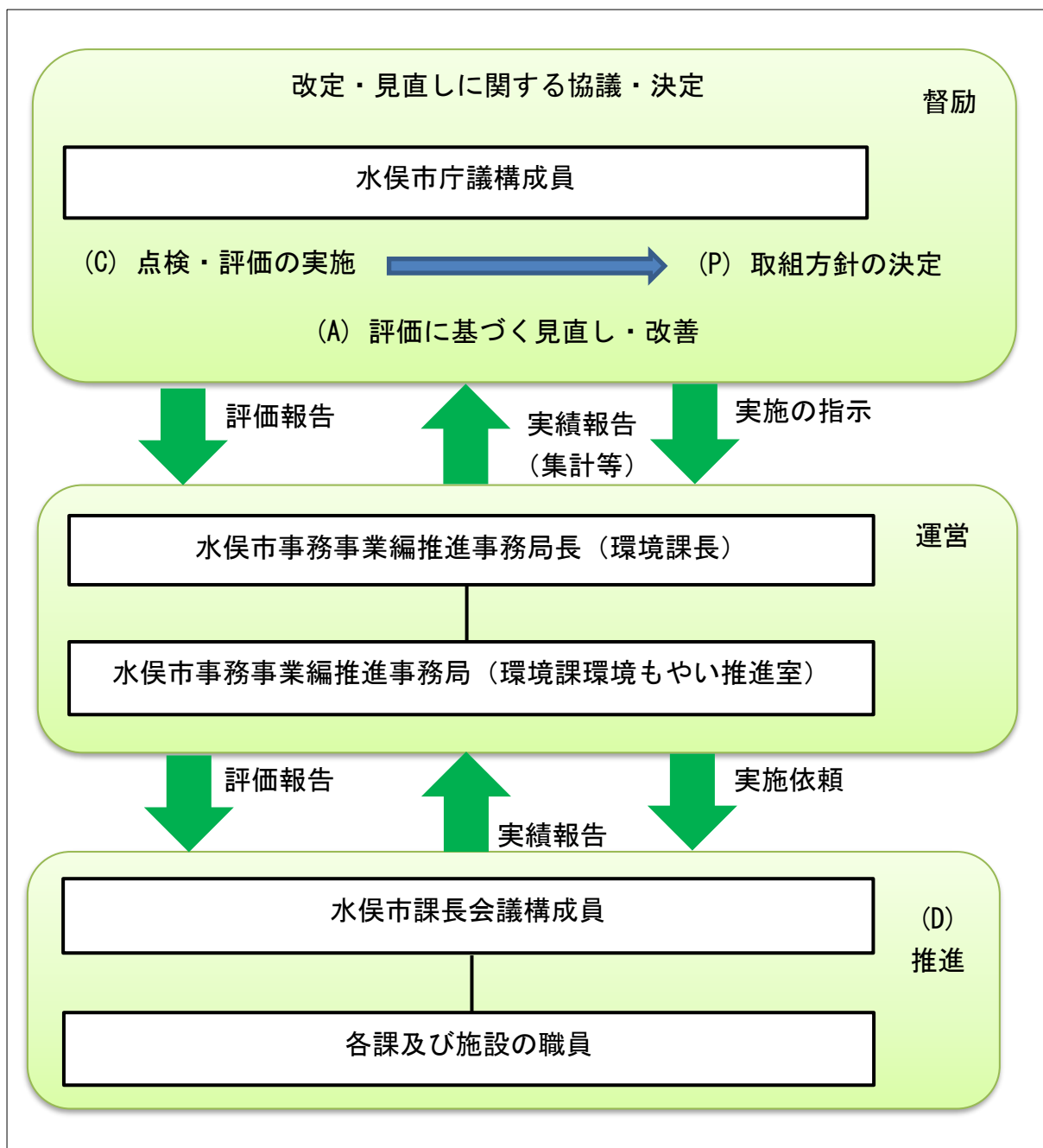
#### ② 水俣市課長会議構成員

水俣市課長会議構成員は、各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

#### ③ 事務局（環境課）

事務局は、環境課長を水俣市事務事業編推進事務局長（以下「事務局長」という。）とし、環境課職員で構成します。事務局は水俣市事務事業編の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、温室効果ガスの排出量等の集計を行い「① 水俣市庁議構成員」へ報告し、評価を受けます。評価の結果については、「② 水俣市課長会議構成員」へ報告します。

図 6-1 水俣市事務事業編の推進体制



## (2) 点検・評価・見直し体制

水俣市事務事業編は、図 6-2 のとおり、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、水俣市事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

### ① 毎年の PDCA

水俣市事務事業編は、次のとおり毎年度、PDCA サイクルに基づき運用します。

#### (P) 計画 (Plan)

年度当初、水俣市庁議構成員が「取組方針の決定」を行い事務局長（環境課長）へ実施の指示を行います。

#### (D) 実行 (Do)

事務局長（環境課長）は、「取組方針の決定」に基づく指示内容を確認のうえ、水俣市課長会議構成員に実施の依頼を行います。

水俣市課長会議構成員は、各課及び施設の職員へ具体的な実施の指示を行い、水俣市事務事業編を「推進」します。水俣市課長会議構成員は、各課及び施設の職員の記録を確認し、事務局に対して定期的に報告を行います。

#### (C) 点検 (Check)

事務局長（環境課長）は、水俣市課長会議構成員からの報告を基に、記録の精査を行うとともに、温室効果ガスの排出量を集計して水俣市庁議構成員に報告します。

水俣市庁議構成員は、進捗状況の「点検・評価」を行います。

#### (A) 改善 (Act)

水俣市庁議構成員は、評価をもとに「評価に基づく見直し・改善」を行うとともに、次年度の取組方針を決定します。

事務局長（環境課長）は、評価の結果及び決定した次年度の取組方針を、デスクネット等により課長会議構成員へ周知します。

### ② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

水俣市庁議構成員は毎年 1 回進捗状況を確認・評価するとともに、見直し予定時期【2024（令和 6）年度】に改定・見直しに関する協議・決定を行い、必要がある場合には、【2025（令和 7）年度】に水俣市事務事業編の改定を行います。

図 6-2 毎年の PDCA イメージ



### (3) 進捗状況の公表

水俣市事務事業編の進捗状況は、水俣市のホームページ等で毎年公表します。





# 様式編

各課・局・施設 月別実績入力シート

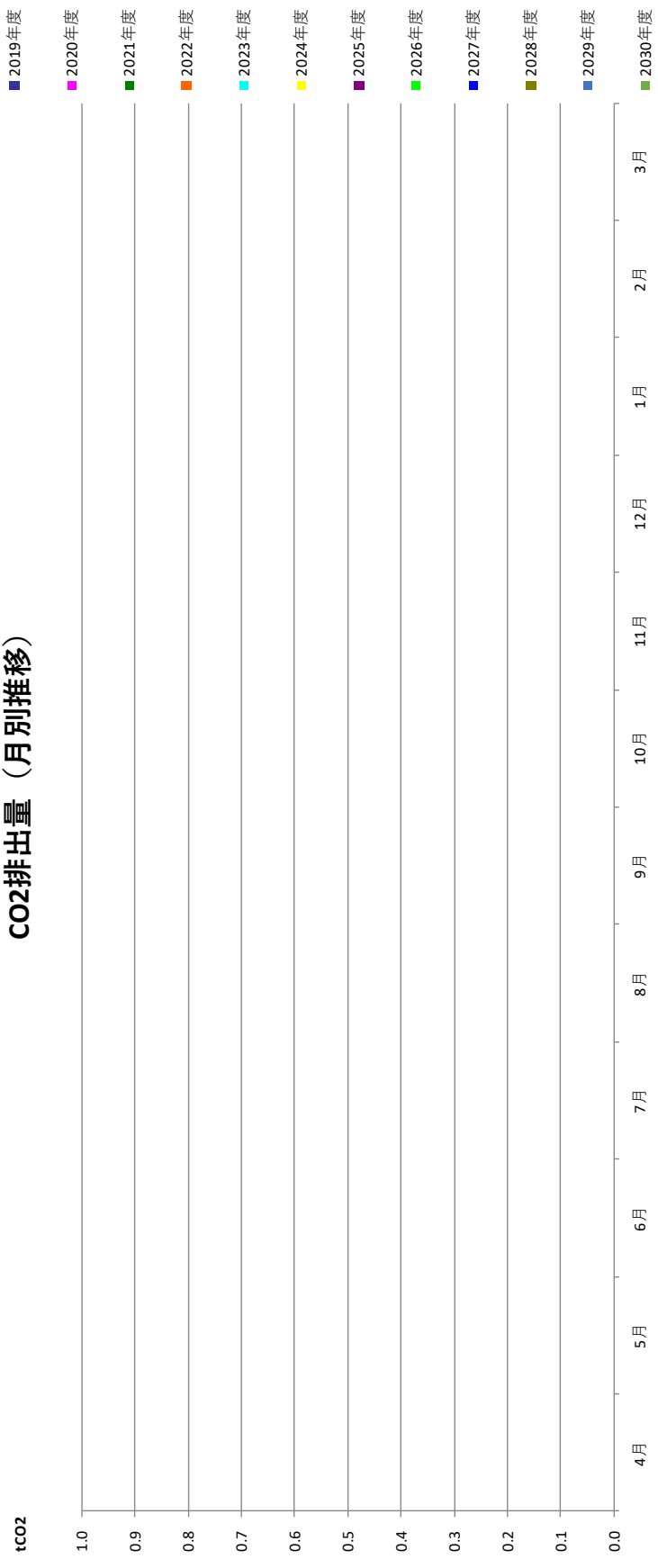
年度	課名： 【調査項目】	単位	月別入力												合計		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
燃料の使用量	ガソリン	L															
	灯油	L															
	軽油	L															
	A重油	L															
	液化石油ガス (LPG)	m <sup>3</sup>															
他人から供給された電気の使用量	電気事業者 (九州電力)	kWh															
	電気事業者 (JFE) (その他: )	kWh															
省資源	コピー用紙使用量	枚															
	資源ごみ	k g															
	産業廃棄物排出量	k g															
	破碎・埋立及び粗大ごみ	k g															
	資源ごみ	k g															
	燃やすごみ	k g															
	購入品目数 (総数)	品目															
グリーン購入品目数	品目																
グリーン購入率	%																

\*事業所から出る「空き瓶、コップなどの【ガラスくず】」「茶碗などの【陶磁器くず】」「容器包装プラスチック、食品トレイ、ペットボトルなどの【廃プラスチック類】」は「産業廃棄物」になります。  
 詳細は、事業所ごみ (事業系廃棄物) 適正処理ガイドブック【「デスクネッツ」-「文書管理」-「環境クリーンセンター」】 (平成28年10月 水俣市環境クリーンセンター 作成 (お問い合わせTEL: 62-4101)) をご覧ください。

年度	課名： 【調査項目】	単位	月別入力												合計		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
燃料の使用料金	ガソリン	円															
	灯油	円															
	軽油	円															
	A重油	円															
	液化石油ガス (LPG)	円															
他人から供給された電気の使用料金	電気事業者 (九州電力)	円															
	電気事業者 (JFE)	円															

※2021 (令和3) 年度分より追加【調査項目】

## CO2排出量（月別推移）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2019年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2020年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2021年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2022年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2023年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2024年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2025年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2026年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2027年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2028年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2029年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2030年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

